



2023/10/27 09:38 現在の情報です。

専有部分の家屋番号		7-2-1 ~ 7-2-235	
表題部 (一棟の建物の表示)		調製	平成9年2月6日
所在		千代田区九段北一丁目 7番地2、7番地24	
① 構造		② 床面積 m ²	
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋 根地下1階付13階建		1階 1253:74 2階 1067:74 3階 1067:74 4階 1067:74 5階 1067:74 6階 1067:74 7階 1067:74 8階 1067:74 9階 1063:34 10階 922:62 11階 862:32 12階 753:01 13階 688:43 地下1階 1236:60	
原因及びその日付〔登記の日付〕		余白	
余白		余白	
昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日			

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積 m ²	登記の日付
1	千代田区九段北一丁目7番2	宅地	1371:04	昭和59年10月23日
2	千代田区九段北一丁目7番24	宅地	690:39	昭和59年10月23日
1	千代田区九段北一丁目7番2	宅地	1205:88	平成18年12月22日7番2を分筆同日
3	千代田区九段北一丁目7番36	宅地	165:15	平成18年12月22日7番2を分筆同日 平成18年12月22日敷地権表示登記全部抹消同日
2	千代田区九段北一丁目7番24	宅地	629:92	平成18年12月22日7番24を分筆同日
4	千代田区九段北一丁目7番37	宅地	60:46	平成18年12月22日7番24を分筆同日 平成18年12月22日敷地権表示登記全部抹消同日

表題部 (専有部分の建物の表示)		不動産番号	0100000082046
家屋番号	九段北一丁目 7番2の87		余白
建物の名称	701号		余白
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	7階部分 76:15	昭和53年8月31日新築
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日

表題部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1・2	所有権	114445500分の805170	昭和59年10月23日 敷地権 〔昭和59年10月23日〕
3	所有権	114445500分の805170	平成18年12月22日敷地権 〔平成18年12月22日〕 平成18年12月22日非敷地権 〔平成18年12月22日〕
4	所有権	114445500分の805170	平成18年12月22日敷地権 〔平成18年12月22日〕 平成18年12月22日非敷地権 〔平成18年12月22日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年9月16日 第897号	原因 平成5年9月16日売買 所有者 大阪市北区本庄東二丁目3番2号 株式会社タイトウトランク 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	令和2年3月16日 第10583号	原因 平成21年6月2日本店移転 本店 大阪府摂津市鳥飼中二丁目7番26号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月6日
2	所有権移転	令和2年8月31日 第33720号	原因 令和2年8月31日売買 所有者 愛知県小牧市大字入鹿出新田字大島2 85番地 株式会社コスモ技研
3	所有権移転	令和3年3月19日 第11004号	原因 令和3年3月19日売買 共有者 東京都千代田区富士見二丁目12番16号富 士見フラワーハイホーム102号 持分25分の18 樋口高顕 千葉県松戸市幸谷789番地の11 25分の7 樋口建史

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成5年9月16日 第898号	原因 平成5年9月14日金銭消費貸借平成5 年9月16日設定 債権額 金7,000万円 利息 年5.15% 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 大阪市北区本庄東二丁目3番2号 株式会社タイトウトランク 抵当権者 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 株式会社大和銀行 (取扱店 天六支店) 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月6日
2	1番抵当権抹消	平成12年10月3日 第27150号	原因 平成12年9月16日解除
3	抵当権設定	令和3年3月19日 第11005号	原因 令和3年3月2日保証委託契約による求 償債権 令和3年3月19日設定 債権額 金7,200万円 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 東京都千代田区富士見二丁目12番1 6号富士見フラワーハイホーム102号 樋口高顕 抵当権者 東京都港区六本木六丁目1番21号 SMBC信用保証株式会社

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。